

带状疱疹と予防接種の説明

〈带状疱疹とは〉

带状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した 水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。



带状疱疹は、70 歳代で発症する方が最も多くなっています。

より詳しい情報は、厚生労働省 HP をご覧ください。

1. ワクチンの種類

带状疱疹はワクチンには「乾燥弱毒生水痘ワクチン（以下、生ワクチン（ビケン）」・「乾燥組換え带状疱疹ワクチン（以下、組換えワクチン（シングリックス）」の2種類があり、いずれのワクチンも带状疱疹やその合併症に対する一定の予防効果があると認められています。

2. ワクチン接種にあたっての注意事項（接種を受ける前に、必ずご確認ください）

生ワクチン（ビケン）：1回（皮下に接種）

- 明らかに免疫機能に異常のある疾患をお持ちの方や、免疫機能の低下をきたす治療を受けている方は接種できません。
- 副腎皮質ステロイド剤（プレドニソロン等）、免疫抑制剤（シクロスポリン等）を服用している方は、接種上の併用禁忌薬剤のため接種できません。
- 輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上置いて接種してください。
- 他の生ワクチン（麻しん・風しん等）も接種される場合は、どちらが前後であっても接種間隔を27日以上空ける必要がありますのでご注意ください。

組換えワクチン（シングリックス）：2回（筋肉内に接種）

- 通常、2か月以上の間隔を置いて2回接種。
※病気や治療により、免疫機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種を必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。
- 筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です。
- 既に1回目を任意接種された方は、2回目のみが定期接種の対象となります。

その他、共通の注意事項

〈次に該当する方は接種が受けられません〉

- 接種を希望するワクチンの成分によって、過去に強いアレルギー症状を起こしたことがある方
- 明らかな発熱（通常37.5℃）がある方や、急性疾患にかかっている方
- 医師が予防接種を受けることが不適当と判断した方

〈次に該当する方は接種に注意が必要です〉

- 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- 予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方
- けいれんを起こしたことがある方
- 免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- 带状疱疹ワクチン（生ワクチン、組換えワクチン）の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

裏面に続きます▶▶

3. ワクチンの効果について

带状疱疹に対するワクチンの効果

	生ワクチン（ビケン）	組換えワクチン（シングリックス）
接種後1年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
接種後10年時点	-	7割程度の予防効果

※合併症の一つである、带状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。

4. 带状疱疹ワクチンの副反応

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

主な副反応の 発現割合	生ワクチン（ビケン）	組換えワクチン（シングリックス）
70%以上		疼痛*
30%以上	発赤*	筋肉痛、疲労、発赤*
10%以上	そう痒感*、熱感*、腫脹*、疼痛*、硬結*	頭痛、腫脹*、悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	倦怠感、その他の疼痛、そう痒感*

*ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文書より厚生労働省にて作成

※接種を受けたあとは、体調に変化がないか十分に注意してください。接種後30分程度は安静にし、様子を見るようにしてください。

5. 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。ワクチンについては、有効性・安全性を確認してから供給されますが、まれに重篤な副作用を引き起こすことがあります。リスクを完全には排除できないということをご理解いただいた上で接種を受けていただくようお願いします。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師及び市健康推進課へご相談ください。



予防接種健康被害救済制度

【お問い合わせ先】三鷹市健康福祉部健康推進課予防接種係
(三鷹市総合保健センター) 電話 0422-24-8050

厚生労働省 HP 情報提供資料「説明書」から加工

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/shingles/index.html)